

令和2年5月7日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
群馬県の緊急事態措置の延長について

本年5月4日、政府から緊急事態宣言の延長について発表があり、群馬県も引き続き対象区域となったことを受けて、「群馬県の緊急事態措置（第3弾）」が定められ、5月31日まで延長されることになりました。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、引き続き感染防止対策を徹底されますよう、お願い申し上げます。

添付資料

- ・群馬県依頼文
- ・群馬県の緊急事態措置（第3弾）
- ・群馬県緊急事態措置別表（対象施設：別紙含）  
別紙①＝特措法による協力要請を行う施設例  
別紙②＝特措法によらない協力依頼を行う施設例  
別紙③＝基本的に休止を要請しない施設例

※ 詳しくはそれぞれの資料をご確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993